

6 市川市物品購入随意契約締結要領

(趣旨)

第1条 この要領は、市川市が発注する物品購入における随意契約の締結に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象物品)

第2条 対象とする物品は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下、「施行令」という。）第167条の2第1項各号のいずれかを適用することが適当である物品で、かつ、市川市随意契約ガイドラインに適合すると認められるものとする。

(随意契約予定業者の決定)

第3条 随意契約予定業者の決定は、1件当たりの購入予定額が2千万円を超えるものについては、市川市物品購入に関する審査会運営要綱第2条第1号の規定に基づき、市川市物品購入に関する審査会に諮り、これを行うものとする。

2 1件当たりの購入予定額が2千万円以下についての随意契約予定業者の決定者は、次の表のとおりとする。ただし、購入予定額が500万円を超え2千万円以下の備品購入費である場合の決定者は管財部長とする。

購入予定額	決定者
150万円を超え2千万円以下	契約課長
150万円以下	主管課長

(通知等)

第4条 随意契約予定業者として決定された者には、原則として見積書の提出を依頼するものとする。

2 前項の随意契約予定業者の選定数は2人以上とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、1人とすることができる。

- (1) 契約の目的又は性質により契約の相手方が特定される時。
- (2) 1件当たりの購入予定額が150万円以下の物品購入をする時。
- (3) 2人以上から見積書を徴することが適当でない時。
- (4) 施行令第167条の2第1項第3号又は4号に該当するものから物品購入をする時。
- (5) その他特別な事情がある時。

(予定価格の設定)

第5条 予定価格の設定者は、市川市事務決裁規程（昭和62年11月14日訓令第4号）別表第2に定める者とする。

(見積書の提出期間)

第6条 見積書の提出期間は、第5条第1項の規定に基づく見積依頼日の翌日から起算することとし、次の各号に定める1件当たりの購入予定額の区分に応じ、当該各号に定める日数としなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、第2号及び第3号の期間は、5日以内に限り短縮することができる。

- (1) 2千万円以下の場合 1日以上
- (2) 2千万円を超え5千万円以下の場合 10日以上
- (3) 5千万円を超える場合 15日以上

2 見積書の提出は、郵送、持参、ファクシミリ又は電子メール等の方法により行うものとする。

(内訳書の提出)

第7条 必要に応じて、見積書の提出とともに内訳書を提出させることができるものとする。

(契約金額)

第8条 契約金額は、予定価格の制限の範囲内の金額とする。

(契約業者の決定)

第9条 予定価格の制限の範囲内において、見積書を提出した者のうちから契約者を決定し、速やかに契約を締結する旨を通知するものとする。

(契約内容の公表)

第10条 契約者が決定した後は、市川市物品購入入札契約に係る情報の公表に関する事務運用要領の規定により契約内容を公表するものとする。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年1月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年9月1日から施行する。